

微量PCB廃棄物助成事業のよくある質問

質 問	回 答
-----	-----

【事業概要について】

1 助成金にはどのような種類がありますか？	以下の2種類があります。 微量PCB 分析助成金 ：電気機器の絶縁油中の微量PCB濃度を測定するための分析費用 微量PCB廃棄物 処理助成金 ：微量PCB廃棄物の抜取り、収集運搬、処分費用
2 申請期限はいつまでですか？	【分析】令和9年1月29日 【処理】令和9年3月31日（処理の委託契約が令和9年3月31日までに締結されていること） ただし、本事業の予算の範囲を超えた場合は、その時点で受付を停止します。

【助成対象者について】

3 本社が東京都内にありますが、機器は都外にあります。助成金対象になりますか？	助成金の対象外です。（機器を東京都内に所有されている方が対象です）
---	-----------------------------------

【助成対象となる廃棄物】

4 コンデンサのみなしPCBは助成対象ですか？	対象外です。分析計量会社のPCB濃度証明書が必要となります。
-------------------------	--------------------------------

【助成対象経費について】

5 消費税は助成対象になりますか？	消費税及び地方消費税に相当する額は助成対象外です。
-------------------	---------------------------

【申請手続きについて】

7 申請はいつ行えばよいですか？	低濃度PCB助成金(国)*より交付決定を受けてから申請をしてください。 低濃度PCB助成金(国)*の交付決定日から原則31日以内に微量PCBの交付申請をしてください。 ※低濃度PCB助成金(国)*へ分析・処理を同時に交付決定を受けている方はお問合せください。 ※低濃度PCB助成金(国)*の交付の受付が終了した場合はお問合せください。 *低濃度PCB助成金(国)とは、環境省が実施する低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理支援事業助成金のことです。
8 申請書の提出方法を教えてください。	郵送・電子メール又は持参で提出できます。（メールアドレスは欄外に記載）

【事業実施について】

9 交付決定後に事業（分析又は処理）を実施しなければなりませんか？	低濃度PCB助成金(国)*の交付決定後であれば、事業を実施することができます。 （微量PCB助成金の交付決定前に事業を実施することができます。）
-----------------------------------	---

【実績報告について】

10	実績報告はいつまでに提出すればよいですか？	【分析】 令和9年4月30日（公社必着） 【処理】 令和9年12月28日（公社必着） ※令和8年3月31日以前に交付申請をされた方の提出期限も同様です。
----	-----------------------	--

【助成金の交付について】

11	助成金はいつ支払われますか？	助成金の額の確定通知書（第6号様式）がお手元に届いてからおよそ1カ月以内に振り込まれます。
----	----------------	---

【その他】

12	分析した結果、微量PCBには該当しませんでした。助成対象ではなくなりますか？	結果にかかわらず2回目の実績報告書を提出いただければ助成金はできます。
13	分析済みです。処理だけの申請はできますか？	処理経費のみの助成金申請もできます。
14	交付申請・実績報告書の審査期間はどのくらいかかりますか？	書類等に不備がなければ、受付から2～3週間かかります。
15	支払いを証明する書類（証憑）として、「インターネットバンキングの画面を出力したもの」でもよいですか？	インターネットバンキングの画面を出力したもので構いません。ただし、次のことにご注意いただき提出をお願いします。 ・「資金移動処理完了」「振込日が予約（予定）」の場合または、「振込日と振込指定日が同日」の場合は完了日翌日以降の証憑ください。 ※「資金移動処理完了」とは、振込完了と異なります。 ※「振込日が予約（予定）」とは、振込手続きが完了された状態であって、振込の完了を証明するものではありません。 ※「振込日と振込指定日が同日」の場合、銀行によって対応が異なるため、翌日以降の証憑を提出ください。

問合せ先：03-3649-8541

Mail to:info-pcb@tokyokankyo.jp